

申請に対する処分

処分名	要保護児童生徒援助費の支給
根拠法	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金支給要綱（文部科学省） 生活保護法（昭和25年法律第144号）
所管課	教育委員会 総務課 市民福祉部 自立支援課

1 審査基準

申請を行うことができる者

生活保護法の規定による保護を受けている世帯の児童生徒

申請の方法

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金支給要綱（文部科学省）の規定により教育委員会が定めた様式により学校長名で請求する。

許認可（支給）の要件

前2号に該当するものに学校長を通して修学旅行費を支給する。その他の教育扶助（学用品費・通学用品費・給食費・通学費等）は自立支援課から支給する。

2 標準処理時間

14日